

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約の締結は、令和8年度予算が成立し、当該事業に係る予算示達がなされることを条件とします。

令和8年3月23日

分任支出負担行為担当
後志森林管理署長 新井田 和彦

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）により行う。なお、システムによる入札によりがたい者は、発注者へ事前に届け出る事により紙による入札（以下「紙入札」という）で参加することができるものとする。

(1) 物件名

入札物件番号	物件の名称
第1号	令和8年度登別地区希少野生生物生息状況等調査

(2) 業務内容 別紙調査仕様書のとおり

(3) 納入場所 後志森林管理署

(4) 契約日 落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

(5) 納入期限 契約締結の翌日から令和9年3月19日（金）まで

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の事情がある場合に該当する。

(2) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『役務の提供等』の『調査・研究』においてA、B、CまたはDの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 本件業務の遂行に必要な組織及び人員を有し、森林・林業、動物に係る博士・修士又は林業技士（森林環境部門）、技術士法に基づく技術士（森林又は環境部門）の資格を有している者を本件業務に従事させることができること。

(4) 北海道内において、元請として、同種業務（国又は地方公共団体が発注した鳥類調査業務）の実績を有すること。

(5) 競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等

契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記2(2)から(4)に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、確認資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 確認資料の提出方法
 - ア システムにより入札する場合
令和8年4月6日(月)午後3時00分までに確認資料をシステムにより送信すること。
 - イ システムにより入札できない場合
本公告に記載された資格を有していると認められる確認資料及び別添「紙入札参加届」を**令和8年4月6日(月)午後3時00分までに**7の(1)イに示す場所に電子メール及び送付(持参可)により提出しなければならない。なお、郵送による場合は、期限内必着とする。
また、確認資料をシステムにより提出した事業者については、やむを得ない事情が生じた場合には、紙による入札に切り替えることが可能だが、紙による確認資料を提出した事業者については、システムによる入札に切り替えることが出来ない。
- (3) (2)に規定する期限までに確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加することができない。
- (4) 競争参加資格の確認は、確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和8年4月7日(火)までに通知する。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

4 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限： 令和8年4月16日(木)午後3時00分
 - イ 提出場所： 7(1)イに同じ。
 - ウ 提出方法： 原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は代表者又はそれに代わる者が提出するものとする。なお、郵送の場合は期限内必着とする。
- (2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和8年4月20日(月)までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

5 入札の方法

- (1) 紙入札の場合は、入札書に物件番号・物件名を明瞭に記載すること。
- (2) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

6 契約条項を掲載する場所及び日時

- (1) 掲載場所 北海道森林管理局ホームページ及びシステム上の入札公告の仕様書等
- (2) 日 時 令和8年3月23日(月)8時30分 ~
令和8年4月21日(火)10時00分

※入札心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

[『北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等>北海道森林管理局競争契約入札心得』](#)

7 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

ア 受領期限 令和8年4月14日(火) 午後3時まで
持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)

イ 提出場所 〒044-0002 虻田郡倶知安町北2条東2丁目
後志森林管理署 総務グループ 経理担当
電話 0136-22-0145
メールアドレス: h_shiribeshi@maff.go.jp

ウ 提出方法 書面の持参、電子メール、システム、又は郵送による(様式自由)。
郵送による場合は、受領期限必着とする。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年4月20日(月)までに適宜、北海道森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

8 入札及び開札の日時、場所並びに提出方法

(1) システムにより入札する場合

入札開始日 令和8年4月16日(木) 午前10時00分
入札締切 令和8年4月21日(火) 午前10時00分
締切後直ちに開札する。

(2) 紙入札により入札する場合

場 所 後志森林管理署 会議室
虻田郡倶知安町北2条東2丁目
日 時 令和8年4月21日(火曜日) 午前10時00分入札開始
締切後直ちに開札する。

なお、入札の執行に当たっては、委任状がある場合は委任状を提出すること。

(3) 郵便により入札する場合

郵便入札を認める。郵便により入札を行う場合は、以下の日時、送付先に入札書が到着するように、郵便(書留郵便に限る)で差し出すこと。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合は、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。

日 時 令和8年4月20日(月) 午後5時00分まで
送付先 〒044-0002 虻田郡倶知安町北2条東2丁目
後志森林管理署 総務グループ 経理担当

※ 郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。

また、外封筒の封皮にも「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書在中」と記すこと。

※ 本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類を同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

9 入札保証金及び契約保証金
免除する。

10 落札者の決定方法
予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12 契約書の作成
契約に当たっては契約書を作成するものとし、システムによる契約を可とする。

13 その他

(1) 本公告に記載のない事項については、仕様書、北海道森林管理局競争契約入札心得及び契約書（案）による。

(2) システムによる手続き開始後の紙入札への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の了承を得ることにより、紙入札に変更することができるものとする。

(3) システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

※ 「電子調達システム」については、北海道森林管理局のホームページを参照願います。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi_chotatsu.html

(4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『[北海道森林管理局ホームページ](#)>公売・入札情報>発注者綱紀保持対策』

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。